

法 規 的 告 示

○個人情報保護委員会告示第十一号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条の規定に基づき、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十五日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 [第 1 ～ 第 4 略] 第 5 特定個人情報保護評価の実施手続 [1 ～ 4 略] 5 特定個人情報保護ツテイルを取り扱うプロセスの変更時の検討 6 [略] [第 6 ～ 第 12 略] 別表 [略] [様式 1 ～ 様式 4 略] [第 1 ～ 第 4 略] 第 5 特定個人情報保護評価の実施手続 [1 ～ 4 略] 5 特定個人情報保護ツテイルを取り扱うプロセスの変更時の検討 評価実施機関は、特定個人情報保護ツテイルを取り扱うプロセスに変更を加えようとする場合、当該変更の内容を踏まえ、特定個人情報報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置の変更の必要性の有無について検討を行うものとする。評価実施機関は、当該検討の結果を踏まえ必要があると認めるときは、第 6 の 2 (2) の規定による特定個人情報保護評価の再実施又は第 7 の規定による特定個人情報保護評価書の修正並びに委員会への提出及び公表を行うものとする。 6 [略]	目次 [第 1 ～ 第 4 同左] 第 5 特定個人情報保護評価の実施手続 [1 ～ 4 同左] [加える。] 5 [同左] [第 6 ～ 第 12 同左] 別表 [同左] [様式 1 ～ 様式 4 同左] [第 1 ～ 第 4 同左] 第 5 特定個人情報保護評価の実施手続 [1 ～ 4 同左] [加える。] 5 [同左]

[第 6 ～ 第 12 略]
別表 [略]
[様式 1 ～ 様式 4 略]

[第 6 ～ 第 12 同左]
別表 [同左]
[様式 1 ～ 様式 4 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千二百二十八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第五条において準用する同法第三十条第一項の規定に基づき、みその日本農林規格（令和四年農林水産省告示第六百五十九号）（JAS ○〇二二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年八月十四日から施行する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）
○農林水産省告示第千二百二十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、みそについての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和四年農林水産省告示第六百六十四号）の一部を次のように改正し、令和七年八月十四日から施行する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）
○農林水産省告示第千三百三十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十三条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、みその生産行程についての検査方法（令和四年農林水産省告示第六百六十五号）の一部を次のように改正し、令和七年八月十四日から施行する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

そ の 他 告 示

総務省
○農林水産省告示第二号
国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

令和七年七月十五日

総務大臣 村上誠一郎
農林水産大臣 小泉進次郎
国土交通大臣 中野 洋昌

半島振興対策 実施地域の名 称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定し た日
渡島	北海道北斗市の全域	北斗市	北斗市産業振興 促進計画	令和七年七月 一日
	北海道亀田郡七飯町の全域	七飯町	七飯町産業振興 促進計画	令和七年七月 一日
積丹	北海道古宇郡泊村の全域	泊村	泊村産業振興促 進計画	令和七年七月 一日

下北	青森県むつ市の区域の一部 (旧むつ市)	むつ市	むつ市産業振興 促進計画	令和七年七月一日
男鹿	青森県上北郡六ヶ所村の全域	六ヶ所村	六ヶ所村産業振興 興促進計画	令和七年七月一日
	秋田県湯上市の区域の一部 (旧天王町)	湯上市	湯上市産業振興 促進計画	令和七年七月一日
南房総	秋田県南秋田郡大潟村の全域	大潟村	大潟村産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	千葉県館山市の全域	館山市	館山市産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	千葉県鴨川市の区域の一部 (旧鴨川市)	鴨川市	鴨川市産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	千葉県富津市の全域	富津市	富津市産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	千葉県いすみ市の全域	いすみ市	いすみ市産業振興 興促進計画	令和七年七月一日
能登	千葉県夷隅郡御宿町の全域	御宿町	御宿町産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	石川県かほく市の全域	かほく市	かほく市産業振興 興促進計画	令和七年七月一日
伊豆中南部	石川県河北郡津幡町の全域	津幡町	津幡町産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	石川県河北郡内灘町の全域	内灘町	内灘町産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	静岡県賀茂郡東伊豆町の全域	東伊豆町	東伊豆町産業振興 興促進計画	令和七年七月一日
	三重県伊勢市の全域	伊勢市	伊勢市産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	三重県松阪市の区域の一部 (旧松阪市)	松阪市	松阪市産業振興 促進計画	令和七年七月一日
紀伊	三重県多気郡多気町の全域	多気町	多気町産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	三重県多気郡明和町の全域	明和町	明和町産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	三重県度会郡玉城町の全域	玉城町	玉城町産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	三重県度会郡度会町の全域	度会町	度会町産業振興 促進計画	令和七年七月一日
	三重県南牟婁郡御浜町の全域	御浜町	御浜町産業振興 促進計画	令和七年七月一日

[illegible]

北松浦	佐賀県伊万里市の全域	伊万里市	伊万里市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	長崎県佐世保市の区域の一部 (旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町及び浅子町)	佐世保市	佐世保市産業振興促進計画	令和七年七月一日
島原	長崎県北松浦郡佐々町の全域	佐々町	佐々町産業振興促進計画	令和七年七月一日
	長崎県諫早市の区域の一部 (旧森山町)	諫早市	諫早市産業振興促進計画	令和七年七月一日
西彼杵	長崎県長崎市の区域の一部 (旧琴海町)	長崎市	長崎市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	熊本県宇土市の全域	宇土市	宇土市産業振興促進計画	令和七年七月一日
宇土天草	熊本県宇城市の区域の一部 (旧不知火町)	宇城市	宇城市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	大分県速見郡日出町の全域	日出町	日出町産業振興促進計画	令和七年七月一日
大隅	鹿児島県鹿児島市の区域の一部 (旧鹿児島市、(野尻町、木町、東桜島町、古里町、黒神町及び高免町)及び旧桜島町)	鹿児島市	鹿児島市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	鹿児島県鹿屋市の区域の一部 (旧鹿屋市及び旧串良町)	鹿屋市	鹿屋市産業振興促進計画	令和七年七月一日
薩摩	鹿児島県鹿児島市の区域の一部 (旧喜入町、旧松元町及び旧郡山町)	鹿児島市	鹿児島市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	鹿児島県日置市の区域の一部 (旧伊集院町)	日置市	日置市産業振興促進計画	令和七年七月一日

○中央選挙管理会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年七月十五日

参議院名簿届出政党等の名称
日本維新の会
当選人の住所
大分県大分市大字賀来二六〇番地
中央選挙管理会委員長
古屋 正隆
当選人の氏名
桑原久美子
(くわはらくみこ)

○農林水産省告示第千三百三十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月二十五日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣 小泉進次郎

登録番号 農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24972 フロントキン乳剤 グラブイウス 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
日本化薬株式会社 代表取締役社長
元厚宏
24973 フッシュラム液剤 フッシュロックス液剤 東京都中央区日本橋一丁目4番1号
アリスラファイン株式会社 代表取締役社長 カノラ タニエル ジ

○農林水産省告示第千三百三十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年七月十五日 農林水産大臣 小泉進次郎

令和七年五月十一日付けをもって登録失効したものの
登録番号 農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
23799 マタアルデヒド粒剤 住友化学ジャンボたにしゅん 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
住友化学株式会社 社長 水戸信彰

令和七年五月十三日付けをもって登録失効したものの
登録番号 農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
21924 ハスモンコトウ核多角 体病ウイルス水和剤 ハスモン天敵 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
日本化薬株式会社 代表取締役社長
元厚宏

令和七年五月二十二日付けをもって登録失効したものの
登録番号 農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
20854 ビフエントリン・ミク ロブタニル液剤 フタツクワンAL 東京都中央区京橋一丁目19番8号 日本
農業株式会社 代表取締役社長 岩田浩幸

22365 フルベンジアミドくん ジェット 日農フエニックス 製造者又は輸入者の氏名及び住所
令和七年五月二十三日付けをもって登録失効したものの
登録番号 農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24102 イミダクロプリド・エ ロアフル アビマヤーアラス 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
バリエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役 大島美紀

令和七年五月三十日付けをもって登録失効したものの
登録番号 農薬の種類 農薬の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
19717 ジメチナミド・リニユ SDSエコトツ乳剤 製造者又は輸入者の氏名及び住所
東京都中央区日本橋室町三丁目4番4号
BASFジャパン株式会社 代表取締役
役社長 石田博基

21454 ジメチナミド・リニユ BASFエコトツ粒 剤 製造者又は輸入者の氏名及び住所
東京都中央区日本橋室町三丁目4番4号
BASFジャパン株式会社 代表取締役
役社長 石田博基

○国土交通省告示第五百二十九号
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和七年八月三日の午前七時から午後六時までの間に限る。）。

令和七年七月十五日

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する二〇二五柳川ソーラーボート大会で使用する水域に限る。）

国土交通大臣 中野 洋昌

○国土交通省告示第五百三十号
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和七年七月十八日から同月二十三日までの毎日午前十時から午後六時までの間に限る。）。

令和七年七月十五日

国土交通大臣 中野 洋昌